

独立行政法人自動車事故対策機構
平成16年度業務実績評価調書

平成17年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

平成16年度業務実績評価調書：独立行政法人自動車事故対策機構

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項 目		評価	評価理由	意見
中期計画	平成16年度計画			
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 組織運営の効率化 業務の繁閑に応じて柔軟かつ機動的に業務を担当できる体制を整備する。 このため課制を廃止し、固定的な課単位の組織に制約されず、機動的な人材運用を可能とするマネージャー制を導入する。	1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 組織運営の効率化 本部組織においてマネージャー制を導入するとともに、検討委員会において、地方組織についてマネージャー制導入の検討を行い、組織運営の効率化を図る。	2	平成15年度の試行導入の検証を行い、本部組織においてマネージャー制を導入した。また、検討委員会において、支所におけるマネージャー制導入の検討を行い、導入案を策定した。 本部組織のマネージャー制導入により、グループを超えた対応が可能となるとともに、管理部門の効率化によって職員2名の削減が図られている。 平成17年10月を目途に全支所においてマネージャー制を導入することとしており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
(2) 人材の活用 業務に必要な役職員を確保するとともに、産業カウンセラー等の資格を取得した職員を積極的に活用するなど組織の活性化を図る。 また、職員の能力・実績をより適正に評価する仕組みを構築する。	(2) 人材の活用 適性診断業務において産業カウンセラー等の資格を取得した職員を全国的に82人以上適正に配置するなど、職員を積極的に活用する。 また、検討委員会において、職員の能力・実績をより適正に評価する基準の検討を行う。	2	産業カウンセラー等の資格を取得させた職員を、83人配置した。 また、職員の能力・実績の評価方法について、現行の評価方法を分析し、民間企業の評価方法を参考として、平成17年度に本部職員を対象に試行する評価基準の検討を行った。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
(3) 業務の運営の効率化 ①指導講習業務 ア 職員に対する研修制度を拡充し、職員の能力開発を促進することにより、指導講習に係る講義の業務の一部を職員が実施できるよう育成を図り、業務経費を削減する。	(3) 業務の運営の効率化 ①指導講習業務 ア 前年度（平成15年度）より実施している専任講師と同様の講習を行う職員の研修を修了し、育成した職員により専任講師が行っていた講義の10%以上を実施し、業務経費を削減する。	2	平成15年度より実施している職員の外部研修を修了し、育成した職員により専任講師が行っていた講義の10%を実施して業務経費の削減を図った。 また、専任講師が行っていた講義を職員が行えるよう、新たに外部研修を10	

	また、新たに専任講師と同様の講習を行う職員を育成するために、外部研修を10人に対して実施するとともに、新たに専任講師による講習の一部を行う職員を育成するために、運行管理業務等に関する内部研修を15人に対して実施する。		人、内部研修を15人に対して実施した。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
イ 効果を勘案しつつ、ITを活用した全国統一の受講者管理システムの構築など、業務全般の見直しにより、業務の効率化を図る。	イ 前年度（平成15年度）に構築した受講者管理システムの活用を図ることにより業務の効率化を図る。 また、業務の効率化を図るため、新たにインターネット予約システムを構築し、試行的に東京主管支所に導入する。	1	平成15年度に構築した受講者管理システムを活用し、講習案内通知業務の効率化を図った。 また、新たにインターネット予約システムを構築し、東京主管支所で導入したが、導入が年度内講習の予約受付に間に合わず、インターネット予約システムによる予約受付は平成17年度講習分からとなった。 以上により、中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。	
ウ 受講者が少ない開催場所について、隣接県との共同講習を行う等により、中期目標期間中に10会場以上について集約化を行う。	ウ 引き続き、受講者が少ない開催場所を対象に、隣接県との共同講習を行う等により、新たに3会場以上の集約化を行う。	2	新たに4会場の集約化を行っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
エ 講習内容の充実や受講者・事業者の利便性向上等により、自己収入の増加を図る。	エ 引き続き、講習内容の充実や受講者・事業者の利便性向上等により、自己収入（平成16年度）を前年度（平成15年度）より向上させる。	2	受講者数を増加させ、自己収入を5.2%増加させており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
オ 以上の措置を講ずる等により、自己収入比率について、中期目標期間の最後の事業年度において、35%以上（認可法人時32.7%）に引き上げる。	オ 以上の措置を講ずることにより、自己収入比率（平成16年度）について34%以上に引き上げる。	3	経費を前年度より4.6%削減しており、自己収入比率を前年度より3.3ポイント向上させ、36.5%とした。 以上により、中期目標の達成に向けて特に優れた実施状況にあると認められる。	
②適性診断業務 ア 専門委員（大学教授等）による職員の助言指導能力の育成を行うことにより、適性診断後のカウンセリングの業務を職員が実施できるように育成し、業務経費を削減する。	②適性診断業務 ア 前年度（平成15年度）に基礎的研修を実施した25人に対し、引き続き、専門委員（大学教授等）による応用研修を実施する。	2	専門委員の行う助言指導を職員が行えるよう、平成15年度に基礎的研修を実施した25人に対し、引き続き、専門委員による応用研修を実施した。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	

イ 受付時点から全ての業務プロセスの見直しを実施し、効果を勘案しつつ、統計業務のオンライン化や業務のマニュアル化等を図り、業務全体の効率化を図る。	イ 前年度（平成15年度）に行った業務実態の分析に基づき、業務のマニュアル化を完了することにより業務の効率化を図る。 また、業務の効率化を図るため、新たにインターネット予約システムを構築し、試行的に東京主管支所に導入する。	2	平成15年度に行った業務実態の分析に基づき、業務マニュアルを作成するとともに、これに対する現場の意見・要望への回答を機構内電子掲示板に掲載した。 加えて、改良した診断結果コメント等を統一的に対応するための手引きを作成した。 また、新たにインターネット予約システムを構築し、東京主管支所で予約を開始した。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
ウ 診断内容の高度化や受診者・事業者の利便性向上等により、自己収入の増加を図る。	ウ 引き続き、診断内容の高度化や受診者・事業者の利便性向上等により、自己収入（平成16年度）を前年度（平成15年度）より向上させる。	2	受診者数は0.9%減少したが、自己収入を3.7%増加させており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
エ 以上の措置を講ずる等により、自己収入比率について、中期目標期間の最後の事業年度において、35%以上（認可法人時30.1%）に引き上げる。	エ 以上の措置を講ずることにより、自己収入比率（平成16年度）について34%以上に引き上げる。	3	以上に加え、経費を前年度より5.3%削減させており、自己収入比率を前年度より3.2ポイント向上させ、37.1%とした。このため、中期目標の達成に向けて特に優れた実施状況にあると認められる。	
③重度後遺障害者に対する援護業務（療護センター） ア 医療水準・コスト水準等に関しタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。 イ 平成15年度より千葉療護センターの民間委託化を行い、全センターの業務の民間委託化を図ったところであるが、さらに民間委託している定型的・単純作業についての見直し等による経費節減や検査外来の増加により、既存病床の運営経費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で4%程度に相当する額を	③重度後遺障害者に対する援護業務（療護センター） ア 引き続き、医療水準・コスト水準等に関しタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。 イ 前年度（平成15年度）に策定した経費節減の方策に従い、既存病床の運営経費（平成16年度）について、認可法人時の最終年度（平成14年度）の2%程度に相当する額を節減する。	2	タスクフォースによる外部評価を受け、その結果をホームページ等で公表しており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。 外部委託業務費の削減及び外部受託検査件数の増加等により、運営経費について、平成14年度の2.5%を節減しており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	

節減する。 (介護料支給) 介護料支給事務について、請求事務プロセスの見直し、支給額積算の電子データ化により、事務の処理期間の短縮化を図る。	(介護料支給) 電子データ化による支給額積算業務を実施するとともに、請求事務プロセスの見直しを検討する。	2	支給額積算業務の電子データ化を実施し、支給額積算業務を主管支所に集約化して、事務処理期間を3日間短縮した。 また、これに伴い、請求事務プロセスの見直しを行い、平成17年度以降は見直し結果を反映することにより事務処理の効率化を図るとしており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
④交通遺児等への支援業務 ア 債権管理委員会により、債権管理方法の改善を行い、効果的、効率的な回収を図り、回収経費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で20%程度に相当する額を削減しつつ、債権回収率90%以上確保する。	④交通遺児等への支援業務 ア 債権管理規程に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、債権回収率90%以上確保するとともに、債権回収マニュアルを活用し、効率的な債権回収を行うことにより、債権回収経費（平成16年度）について、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で14%程度に相当する額を削減する。	2	債権管理規程に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、債権回収率90.6%を確保するとともに、債権回収経費について、平成14年度比で16.2%に相当する額を削減しており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表する。	イ 引き続き、債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表する。	2	債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表しており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
⑤情報提供業務 自動車アセスメントを適切なコストで実施していくため、試験実施方法の合理化等を図り、試験毎の1台当たりの試験実施費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で4%程度に相当する額を削減する。	⑤情報提供業務 自動車アセスメントを適切なコストで実施するため、前年度（平成15年度）に試験実施方法の合理化を図った試験の削減水準を維持しつつ、新たにブレーキ試験の試験準備のための試験機器等の確認項目数の見直しを行い、1台当たりのブレーキ試験実施費（平成16年度）について、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で2%程度に相当する額を削減する。	2	平成15年度に合理化を図った削減水準を維持しつつ、新たにブレーキ試験の試験準備のための試験機器の確認項目数を見直し、1台当たりのブレーキ試験実施費について、平成14年度比で2.6%に相当する額を削減しており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	

⑥業務全般 業務プロセスの見直しを実施し、業務運営の効率化を図る。特に、一般管理費について、より一層の業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で10%程度に相当する額を削減する。	⑥業務全般 業務プロセスの見直しを実施し、業務運営の効率化を図るとともに、一般管理費について、効率化に向けた組織体制及び給与体系の見直し等を実施し、前年度（平成15年度）予算の3%程度に相当する額を削減する。	3	業務プロセスの見直しを実施し、業務運営の効率化を図るとともに、効率化推進計画を策定し、効率化の取組みを推進した。 一般管理費について、効率化に向けた組織体制及び給与体系の見直し等を実施し、平成15年度予算の5.8%に相当する額を削減した。 以上により、中期目標の達成に向けて特に優れた実施状況にあると認められる。	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 （1）指導講習業務 ①講習回数の増回、業態別や事業規模別の講習の実施等を行い、受講者の講習環境を向上させる。	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 （1）指導講習業務 ①講習回数について、前年度（平成15年度）より増回するとともに、業態別の一般講習を全支所で実施し、事業者ニーズを踏まえつつ、事業規模別の講習を実施する。	2	講習回数について、平成15年度より50回増回し、業態別講習を全支所で596回実施するとともに、東京主管支所において、事業者ニーズを踏まえ、事業規模別講習を7回実施した。 また、事業規模別講習の一環として出張講習を4回実施した。 平成17年度以降も全支所において業態別講習を実施するとともに、受講者・事業者のニーズを踏まえつつ事業規模別講習を実施し、講習回数を増回していくとしており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
②少人数による受講者参加型講習の推進、最新の事故事例研究・分析に基づく再発防止のための運行管理改善手法の導入、効果的な教材の活用等指導講習の内容の充実を図る。	②特別講習における少人数受講者参加型のグループ討議を盛り込んだ講習、最新の事故事例の研究分析に基づく事故再発防止のための運行管理改善手法を盛り込んだ講習を、引き続き、全支所で実施する。 また、一般講習において「危険予知トレーニングシート」を用いた講習を実施するとともに、15支所において視聴覚機器を用いた講習を実施する。	2	特別講習における少人数受講者参加型のグループ討議を盛り込んだ講習、最新の業態別事故事例の研究分析に基づく事故再発防止のための運行管理改善手法を導入した講習を全支所で実施した。 また、一般講習において「危険予知トレーニングシート」を用いた講習を実施するとともに、受講者の多い15支所において視聴覚機器を用いた講習を実施した。 加えて、行政処分基準の改正に伴うテキストの作成も行っており、平成17年度以降も、視聴覚機器を用いた講習の拡	

			大を図り、更なる講習内容の充実を目指すとしている。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
③職員の資質向上を図るため研修制度の充実を行うとともに、事故防止相談や事故防止のための企業コンサルティングを試行的に実施する。	③事故防止コンサルティングを試行的に実施するにあたって、当該事業者を担当する支所職員に対する研修を実施するとともに、事故防止相談窓口を全支所に拡大し、事故防止コンサルティングに係る企業のニーズを収集する。 また、前年度（平成15年度）に実施した事故防止コンサルティングの実効性を検証するとともに、4社以上の事業者に対し企業コンサルティングを試行的に実施し、引き続き、知見の蓄積を行う。	2	事故防止コンサルティングを試行的に実施するにあたって、当該事業者を担当する支所職員25人に対して研修を実施するとともに、事故防止相談窓口を全支所に拡大し、事故防止コンサルティングに係る企業のニーズを収集した。 また、平成15年度に実施した事故防止コンサルティングの実効性を検証するとともに、平成15年度から実施している2社を含め4社の事業者に対し企業コンサルティングを試行的に実施した。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
④運行管理における診断結果の活用を促進するため、適性診断活用講座の実施等を通じた適性診断活用法を取り入れた講習を実施する。	④運行管理の現場における適性診断結果の利用実態の調査結果及び運行管理者を対象とした適性診断活用講座の実施結果を踏まえて、講習用教材を作成する。	2	適性診断結果の活用を促進するため、「適性診断結果に基づく助言・指導の重要性及びその手法」についての講習用テキスト及びビデオ教材を作成した。 平成17年度以降は、これら講習用教材を用いて講習を実施するとしており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
⑤定期的に受講者・事業者に対する調査を実施し、ニーズ等を踏まえ、指導講習の内容の充実に反映する。	⑤引き続き、受講者・事業者に対する調査を実施し、調査結果に基づき講習の実施方法等の改善を含めた講習内容の充実を行う。	2	受講者・事業者に対する調査を実施し、調査結果に基づき、要望の多い項目を優先に、講習回数の増回や事故防止に関連する事例を教材に取り入れるなど、講習内容の改善を行った。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	「土、日の開催」要望は、事業者の調査において、平成15年度は2番目、平成16年度は1番多いものとなっている。直ぐに改善できないものであっても、ニーズへの対応方針を示す必要がある。
⑥以上の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の最後の事業年度までに4.0以上とする。	⑥以上の措置を講じることにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度（平成16年度）について、4.0以上とする。	3	安全対策への支援効果に関する受講者の評価度については、すべての講習で平成15年度より向上し、平均4.34ポイントで、特に事故・違反を惹起した者に対する特別講習は4.59ポイントと高い評価を得た。また、事業者の評価度についても、平均4.31ポイントとなった。 以上により、中期目標の達成に向けて特に優れた実施状況にあると認められる。	

(2) 適性診断業務 ①効果を勘案しつつ、自動視野測定機の導入、アイカメラ・シミュレーターの開発・試行導入など機器の充実を行い、認知分野も含めた診断内容の高度化を図る。さらに貸出し用自動診断機器の開発を行い、全国に配備し、受診者・事業者の利便性を向上させる。	(2) 適性診断業務 ①業務実績等を踏まえつつ、更に、自動視野測定器を10台以上、貸出し用自動診断機器を50台以上導入し、受診者・事業者の利便性を向上させる。 また、アイカメラ・シミュレーターについては、引き続き、効果の検証を行うためにソフトウェアの開発及び実験を行う。	2	自動視野測定機を利用希望者の多い支所を優先に10台導入し、貸出し用自動診断機器を受診件数及び貸出し予定等を勘案して50台導入した。なお、貸出し用自動診断機器の導入に際しては、事業者や支所職員の意見・要望を取り入れ、小型軽量化・診断時間の短縮等の改良を行い、受診者・事業者の利便性の向上を図った。 また、アイカメラ・シミュレーターについては、効果の検証を行うため、解析ソフトの開発及びデータ収集の実験を行った。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
②業態別等の診断結果の助言内容の充実、最新の事故事例研究・分析に基づくカウンセリング技法や小集団技法等の向上による助言指導の充実を図るとともに、運行管理者を対象とした適性診断活用講座を中期目標期間中に全支所において実施する。	②処置判断テスト・速度見越反応テストの結果に基づく助言内容を業態別等に改良するとともに、引き続き、最新の事故事例研究・分析に基づく診断技法について、全カウンセリング担当職員に対して研修を実施し、適性診断の質を向上させる。 また、前年度（平成15年度）に策定した実施マニュアルに基づいた研修を職員に行うとともに、全主管支所において、適性診断活用講座を試行的に実施する。	2	処置判断テスト・速度見越反応テストの結果に基づく助言内容を業態別に改良するとともに、引き続き、最新の事故事例研究・分析に基づく診断技法について、全カウンセリング担当職員に対して研修を実施した。 適性診断活用講座については、平成17年度からの全支所での実施に向け、平成15年度に策定した実施マニュアルに基づき、担当者に対する研修を実施するとともに、受講用のテキストの作成を行い、全主管支所において試行的に実施した。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
③職員の資質を向上させ、助言指導を充実するため、計画的に職員への研修を実施し、中期目標期間中に診断業務担当職員の80%以上に産業カウンセラー資格を取得させる。	③産業カウンセラーの資格取得研修を計画的に実施し、適性診断担当職員の75%以上の職員に資格を取得させる。	2	産業カウンセラーの資格取得研修を計画的に実施し、適性診断担当職員の76%の職員に資格を取得させており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
④事業者の運行管理における診断結果の活用を促進するため、支所からオンライン化により得られた全国的な診断結果データを地域別、事業者別、業態別、年齢別に	④引き続き、前年度（平成15年度）に構築したシステムを活用し、個人情報の保護を図りつつ、事業者及び関係者に情報提供を行う。	2	平成15年度に構築したシステムを活用し、個人情報の保護を図りつつ、事業者及び関係者に、事故防止に資する892件の情報提供を行っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると	

解析し、個人情報の保護を図りつつ、事故防止に資する情報として事業者及び関係者に提供する。			認められる。	
⑤定期的に受診者・事業者に対する調査を実施し、ニーズ等を踏まえ、適性診断の内容の充実に反映する。	⑤引き続き、受診者・事業者に対する調査を実施し、調査結果に基づき診断の実施方法等の改善を含めた診断内容の充実を行う。	2	受診者・事業者に対する調査を実施し、調査結果に基づき、要望の多い項目を優先に、診断結果のコメントを業態別に改良するなど、診断内容等の改善を行った。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	「診断結果の内容の改善」要望は、事業者の調査において、平成15・16年度とも1番多く、改善効果が表れていない。診断方法を含めた改善の検討が必要ではないか。
⑥以上の施策を実施することにより、受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の最後の事業年度までに4.0以上とする。	⑥以上の措置を講じることにより、受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度（平成16年度）について、4.0以上とする。	3	安全対策への支援効果に関する受診者の評価度については、すべての診断で平成15年度より向上し、平均4.21ポイントで、特に事故・違反を惹起した者に対する特定診断は4.48ポイントと高い評価を得ている。また、事業者の評価度についても、平均4.17ポイントとなっている。 以上により、中期目標の達成に向けて特に優れた実施状況にあると認められる。	
(3) 重度後遺障害者に対する援護 (療護センター) ①遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム、プライマリー・ナーシングや高度先進医療機器による高度な治療・看護を実施することにより、中期目標期間中に脱却者30人以上（認可法人時の直近4ヶ年平均年9人）とするなど、治療効果を高める。	(3) 重度後遺障害者に対する援護 (療護センター) ①引き続き、遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム、プライマリー・ナーシングや高度先進医療機器による高度な治療・看護を実施し、中期目標期間における平成16年度までの脱却者数を14人以上とする。	3	遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム、プライマリー・ナーシングや高度先進医療機器による高度な治療・看護を実施して、18人が脱却し、中期目標期間における平成16年度までの脱却者数を26人としており、中期目標の達成に向けて特に優れた実施状況にあると認められる。	
②質の高い治療機会を医学的観点から公平に提供するため、治療効果の観点を踏まえた入院や入院中の経過説明等入退院プロセスの構築を図るとともに、その他の医療機関との連携を図りつつ病床や高度先進医療機器の整備を進める。	②引き続き、平成17年度開業に向け千葉療護センターに介護病床の整備を進めるとともに、前年度（平成15年度）に実施した現状調査を踏まえ、各療護センターの入退院プロセスの構築について検討を行う。	1	千葉療護センターの介護病床の整備は平成17年3月に完了した。 入退院プロセスの構築については、平成15年度に実施した現状調査及び療護センターとの連絡会議において抽出された課題について、各療護センターの考え方を整理しているが、平成17年度にモデルケースを策定するための、踏み込んだ検討はなされていない。 以上により、中期目標の達成に向けて	

			概ね着実な実施状況にあると認められる。	
③短期入院事業において、入退院の状況を勘案しつつ、療護センターの有効活用を図る。	③短期入院事業において、入退院の状況を勘案しつつ、東北・岡山・中部療護センターの有効活用を図る。	2	平成15年度から短期入院事業を実施した東北・中部療護センターに加え、岡山療護センターが短期入院事業を実施し、3療護センターで126人日の受け入れを行っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
④メディカルソーシャルワーカーによる患者家族に対する支援や在宅介護者に対する介護に関する知識・技術の提供を推進する。	④引き続き、メディカル・ソーシャルワーカーにより、転院先情報の提供など患者家族に対する支援や、療護センターにおいて行う介護に関する知識・技術の情報の提供など在宅介護者に対する支援を強化する。	2	メディカル・ソーシャルワーカーによる転院先情報の提供等3,320件、「介護だより」による介護に関する知識・技術の情報などの提供（在宅介護者7,399人に配布）により、患者家族、在宅介護者に対し支援を行っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
⑤地元大学等研究機関や療護センター間の連携の強化、職場内研修の充実等により、プライマリー・ナースや高度先進医療機器を活用した医療技術の開発・向上を図り、一般病院への普及を図るため、日本脳神経外科学会、意識障害治療学会等において年平均10件以上（認可法人時の直近4ヶ年平均年7.3件）の研究成果の発表を行うとともに、短期入院協力病院に対する実務研修等を行う。	⑤療護センターにおいて実施されている遷延性意識障害者に対する高度な治療・看護の技術を一般病院に対して普及させるため、地元大学等との連携をとりながら10件以上の学会発表を行うとともに、引き続き、新たに短期入院事業に協力する病院への働きかけとして実務研修を実施する。	1	日本脳神経外科学会等において18件の研究成果の発表を行った。 しかし、短期入院事業に協力する病院に対する実務研修の実施は、千葉療護センターにおける1回に止まっており、中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。	学会発表の実績評価には、学会発表件数の母数（学会発表を行う者の数）についても明らかにする必要がある。
⑥地域医療機関との連携を図り、年間9,000件以上（認可法人時の直近4ヶ年平均年5,493件）の高度先進医療機器の検査を受託する。	⑥地域医療機関との連携を図り、年間9,000件以上の高度先進医療機器の検査を受託する。	3	4療護センターにおいて、前年度より29.8%増加した12,450件の高度先進医療機器の検査を受託しており、中期目標の達成に向けて特に優れた実施状況にあると認められる。	
（介護料支給等支援業務） ①被害者の状況に応じた介護料の支給及び一般病院への短期入院費用に係る助成を行うことにより、効果的な被害者救済を図る。	（介護料支給等支援業務） ①引き続き、被害者の状況に応じた介護料の支給及び一般病院への短期入院費用に係る助成を行うことにより、効果的な被害者救済を図る。	2	3,921人に対し後遺障害の程度・介護の状況に応じた介護料を支給し、延べ354人に対し一般病院への短期入院費用に係る助成を行うことにより、効果的な被害者救済を図っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	

②介護に関する相談窓口を主管支所に設置し、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を効果的な広報と併せて実施するとともに、療護センターと連携し、５段階評価の調査における重度後遺障害者の家族への相談支援に関する評価度について、中期目標期間の最後の事業年度までに４．０以上とする。	②介護相談窓口において、引き続き、介護福祉士等により積極的な相談支援を行うとともに、窓口に寄せられた相談内容から被害者のニーズの高い情報について、療護センターと連携を図りつつ、「介護だより」を通じて提供する。これらの措置を講じることにより、５段階評価の調査における重度後遺障害者の家族への相談支援に関する評価度（平成１６年度）について、４．０以上とする。	1	全主管支所に設置した介護相談窓口において、介護福祉士等により相談支援を行うとともに、被害者ニーズの高い情報を「介護だより」を通じて提供した。 しかし、重度後遺障害者の家族への相談支援に関する評価度については、平成１５年度と比較して０．０７ポイント低下し、３．６０となった。 以上により、中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。	
（４）交通遺児等に対する支援業務 被害者の状況に応じた無利子貸付けを行うことにより、効果的な被害者救済を図りつつ、保護者同士の交流の場の設置等により被害者家族相互の親睦を深め、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化する。被害者に対する調査を実施し、５段階評価における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の最後の事業年度までに４．０以上とする。	（４）交通遺児等に対する支援業務 引き続き、交通遺児等に対して経済的な支援を目的とした無利子貸付けを行うとともに、同制度の利用対象者の保護者や子供たちの交流の場である「友の会」を運営し、「友の会だより」を発行するとともに、「友の会の集い」や「絵画コンテスト」を全支所において実施することにより、精神的支援を強化する。 これらの措置を講じることにより、被害者に対する５段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（平成１６年度）について、４．０以上とする。	2	交通遺児等１,４５７人（平成１４年度から５９４人減少）に対し無利子貸付けを行うとともに、保護者や子供たちの交流の場である「友の会」を運営し、「友の会だより」の発行や「絵画コンテスト」を実施することにより、精神的支援を強化した。 被害者に対する精神的支援に関する評価度については、平成１５年度と比較し、０．２６ポイント向上した４．２１ポイントとなった。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
（５）広報活動業務 ①介護料支給業務及び交通遺児等貸付業務の案内パンフレットを年１回全市町村に、療護センターについても業務に関するパンフレットを年１回脳神経外科病院等に配布するなど、広報活動を強化する。	（５）広報活動業務 ①被害者保護を推進する観点から、引き続き、介護料支給業務及び交通遺児等貸付業務の案内パンフレット及びポスターを全市町村他関係機関に配布し、受給資格者及び貸付対象者に対し周知徹底を図る。 また、引き続き、療護センターの業務に関するパンフレットを脳神経外科を主体とした病院等に配布し、患者家族等への周知徹底を図る。	2	全市町村他関係機関に、介護料支給業務及び交通遺児等貸付業務の案内パンフレット（３,５４８箇所）及びポスター（５,３７４箇所）を配布し、受給資格者及び貸付対象者に対しこれら業務について周知徹底を図った。 また、療護センターの業務に関するパンフレットを脳神経外科を主体とした１,８０４箇所の病院等に配布し、患者家族等への周知徹底を図った。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	更なる広報活動の強化により、国民に対する業務の認知度向上が図られることを望む。

②介護料支給業務においては、損保会社等と連携し、受給資格者に対する周知徹底を図る。	②引き続き、各損保会社等に協力依頼し、受給資格者に対し周知徹底を図る。	2	各損保会社等を通じて、受給資格となり得る重度後遺障害者及びその家族に対し周知徹底を図っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
(6) 自動車損害賠償保障制度についての周知宣伝業務 ①交通安全フェア等の各種催しにおける展示物及び配布物の改善等により、国や(社)日本損害保険協会等と協力しつつ、自動車損害賠償保障制度の周知宣伝活動を強化する。	(6) 自動車損害賠償保障制度についての周知宣伝業務 ①引き続き、交通安全フェア等の各種催しにおける展示物及び配布物の改善等により、国や(社)日本損害保険協会等と協力しつつ、自動車損害賠償保障制度の周知宣伝活動を強化する。	2	本部において、交通安全フェア及び安全アクション等のイベントに出展し、出展パネル等を改善し、参加体験型として運転適性診断を実施する等により、自動車損害賠償保障制度の周知宣伝活動を積極的に行っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
②機構の全国組織を活用し、事業者や被害者に対する自動車損害賠償保障制度の周知を行う。	②引き続き、都道府県単位で実施されている交通安全等に関する催しに対して、支所単位で参加し、自動車損害賠償保障制度についての周知宣伝を行う。	2	各支所において、交通安全等に関するイベントに75回参加し、自動車損害賠償保障制度についての周知宣伝活動を積極的に行っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
(7) 情報提供業務 ①効果的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供し、安全性能に係る指標(車種類型別の総合評価(☆の数)の直近2カ年の平均値)について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で4%以上の改善を達成する。	(7) 情報提供業務 ①引き続き、効果的かつ公正なアセスメント事業を実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供し、安全性能に係る指標(車種類型別の総合評価(☆の数)の直近2カ年の平均値)(平成16年度)について、認可法人時の最終年度(平成14年度)より、2%以上の改善を図る。	2	安全性能に係る指標(車種類型別の総合評価(☆の数)の直近2カ年の平均値)について、平成14年度より、5.08→5.18と2.02%の改善を図っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
②パンフレット配布先の拡大、ホームページの構成の改善等により、アクセスしやすい、分かりやすい情報提供をユーザーに行うとともに、定期的に利用者調査を実施し、業務の改善に反映させる。 ユーザーに対する5段階評価の利用度・満足度に関する評価度について、中期目標期間の最後の事業年度までに4.0以上とする。	②引き続き、パンフレットの配布について全国の市区町村役場等に協力要請を行い、配布箇所数(平成16年度)を前年度(平成15年度)以上とするとともに、利用者に対する調査を実施し、ホームページの構成の改善により、情報提供の内容の改善を図る。これらにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度に関する評価度(平成16年度)について、4.0以上とする。	3	パンフレットの配布について全国の市区町村役場等に協力要請を行い、新たに道の駅の協力を得て、配布箇所数を平成15年度以上とした。 また、ユーザーの要望を受け、新車発売後できるだけ早期に情報提供を行うため、年2回試験結果の公表を行った。 ホームページの構成を改善して、ユーザーの情報検索に配慮しており、ユーザーに対する利用度・満足度に関する評価度については、平成15年度と比較し、0.27ポイント向上した4.08ポイントと

			なった。 以上により、中期目標の達成に向けて特に優れた実施状況にあると認められる。	
③歩行者保護性能のアセスメントを平成15年度より導入する。また、側面衝突安全性能評価等について調査研究を行う。	③側面衝突安全性能評価について、評価方法の改良を図るため、新たな試験条件による調査試験を実施し、評価法についての調査研究を行う。	2	平成15年度から引き続き、歩行者頭部保護性能のアセスメントを実施した。 側面衝突安全性能評価について、評価方法の改良を図るため、平成15年度の文献調査等に基づき、欧州アセスメント実施機関で改訂された側面衝突試験用タミー等による調査試験を新たに実施し、有効性の検証を行った。 以上により、中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。	
④実事故データと安全性能評価結果の相関関係を解析し、自動車アセスメントの改善に資する。	④前年度（平成15年度）までに実施した試験対象車種の実事故データを調査・収集するとともに、当該車種の評価試験結果との相関関係を解析し、その結果を踏まえて新たなアセスメント事業の改善に資する。	2	平成15年度に引き続き、実事故データと安全性能評価との相関関係を解析し、正面衝突については平成15年度の結果と比較して更に精度の高い相関がみられた。 側面衝突の相関については、平成15年度の結果と比較して改善されたものの、平成17年度以降、さらに実事故データを蓄積して相関分析の精度を高める必要がある。 また、障害部位ごとに相関関係を解析することにより、試験法・評価法の改善に資するとしており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
⑤海外の専門家との討論及び情報交換を実施するなど、各国アセスメント機関、専門家等との情報交換を継続的に実施する。	⑤引き続き、海外のアセスメント関係機関との討論及び情報交換を積極的に行うとともに、自動車の安全性に係る国際会議へ参加し、参加各国の試験方法等の比較検証を行い、その結果を踏まえて今後の我が国の試験方法等の改善に資する。	2	試験開発能力の向上を図るため、海外のアセスメント関係機関との討論及び情報交換、自動車の安全性に係る国際会議に参加し、アセスメント試験方法の調和に向けて意見交換を行った。 また、実事故データに基づく自動車の安全性能評価方法、予防安全及び先進安全装置についての効果分析手法についての知見を得ている。 以上により、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	

⑥業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。	⑥引き続き、業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。	2	タスクフォースによる外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表することとしており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定する。	3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙のとおり	2	中期計画に基づいた年度計画予算、収支計画及び資金計画を策定し、計画に沿って、サービスその他業務の質の向上を図りつつ、適正な予算の執行を行っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,600百万円とする。	4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,600百万円とする。	—	※平成16年度は該当なし。	
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画 なし	5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画 なし	—	※平成16年度は該当なし。	
6. 剰余金の使途 剰余金が発生した場合には、独立行政法人通則法第44条第3項の規定による国土交通大臣の承認を受けて、利用者サービス充実のための環境の整備、職員研修の充実に充てる。	6. 剰余金の使途 剰余金が発生した場合には、独立行政法人通則法第44条第3項の規定による国土交通大臣の承認を受けて、利用者サービス充実のための環境の整備、職員研修の充実に充てる。	—	※平成16年度は該当なし。	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設及び設備に関する計画 別紙のとおり	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設及び設備に関する計画 別紙のとおり	2	千葉療護センター介護病床の整備は平成17年3月に完了していることから、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
(2) 人事に関する計画 ①方針 中期目標期間中において、サービスその他業務の質の向上を図りつつ、業務全般における業務プロセスの見直しや集約化等を実施し、業務運営の効率化を図ること	(2) 人事に関する計画 ①方針 サービスその他業務の質の向上を図りつつ、業務全般における業務プロセスの見直しや集約化等を実施し、業務運営の効率化を図ることにより、計画的な削減を行い	3	業務全体の情報化・電子化を進めて業務運営の効率化を実施するとともに、本部に導入したマネージャー制による組織運営の効率化により、3名の削減を実施した。また、平成17年度以降も計画的	アウトソーシングを否定するものではないが、今後の人員削減においても、安易な派遣等への振り替えを招くことのないよう努める必要がある。（人員削減のための

により、計画的な削減を行い人員の抑制に努める。 ②人材の育成 指導講習業務における講師の育成や適性診断業務のカウンセリング技術の向上を図るため、研修制度を充実し、職員の資質を向上させる。 ③人員に関する指標 中期目標期間の最終年度までに、職員数を抑制する。 〔参考〕 1) 期初の常勤職員数 340人 2) 期末の常勤職員見込み 336人	人員の抑制に努める。 ②人材育成 指導講習業務における講師の育成や適性診断業務のカウンセリング技術の向上を図るため、研修制度を充実し、職員の資質を向上させる。 ③人員に関する指標 職員数を抑制する。 〔参考〕 1) 期初の常勤職員数 340人 2) 期末の常勤職員見込み 339人	に人員を削減する予定となっている。 各研修制度を充実させ、職員の資質を向上させるとともに、業務経費を削減していくこととしている。 以上により、中期目標の達成に向けて特に優れた実施状況にあると認められる。 〔参考〕 1) 期初の常勤職員数 340人 2) 期末の常勤職員数 337人	外部委託等が行われていない。）
---	--	---	------------------------

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

- 3点：中期目標の達成に向けて特に優れた実施状況にあると認められる。
 - 2点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
 - 1点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。
 - 0点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められず、業務改善が必要である。
- ・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順 調	概ね順調	要努力	評 定 理 由
	○			各項目の合計点数＝109 項目数（52）×2＝104 下記公式＝105%

- ＜記入要領＞
- ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に○を記入する。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が130%以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が100%以上130%未満である場合には、「順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が70%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が70%未満である場合には、「要努力」とする。
 - ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

自主改善努力評価

評 定	評 定 理 由
相当程度の実践的努力が認められる	・理事長の下に、「業務のあり方検討会」（有識者・実務経験者による3つの分科会により構成）と地方職員の参画したプロジェクトチーム等を設置し、組織が一丸となった事業・制度の自主的見直しを行っている。 また、機構内電子掲示板を利用した現場からの提案制度により、職員のモチベーションの向上のための努力を行っている。 ・適性診断の事故防止効果の検証に着手するとともに、「自動車アセスメント試験結果発表会及びシンポジウム」を企画し、自動車ユーザーへの周知拡大に努力している。

- ＜記入要領＞
- ・自主改善努力が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、評価欄に「相当程度の実践的努力が認められる」と記入し、認められない場合には「－」と記入する。いずれの場合においても、その右の「評定理由」欄に、取組みの事例を含め、その理由を記入する。

業 務 全 般 に 関 す る 意 見

- ・自動車事故対策機構は、交通事故の削減という国民的課題を担う独立行政法人として、中期目標に示された「交通遺児等に対する支援業務」等に係る広報に止まることなく、積極的な広報活動により、国民に対する業務全般の認知度の向上を図るべきである。
- ・自動車事故対策機構の社会的使命に鑑み、療護センターの遷延性意識障害者に対する高度な治療・看護の研究成果を、医療の領域に止めず、他の学会でも発表する可能性を模索するなど、柔軟に業務に取り組んで欲しい。
- ・適性診断や指導講習の質の改善、土・日開催等、ユーザーの要望を踏まえ、よりユーザーの立場に立った業務運営に努めることを期待する。

＜記入要領＞ ・業務運営評価及び自主改善努力評価を踏まえ、本欄には、総合的な評定について必要な場合に付される意見を記入する。（業務運営評価、自主改善努力評価及び本意見をもって総合的な評価とする。）